

1. 開催日時 令和6年1月30日（火） 13:30 ~16:20
2. 開催場所 四万十町役場東庁舎 1F 多目的大ホール
3. 出席者
策定委員
（1） 保育所、小学校及び中学校の代表者
佐竹 美也（窪川地域子育て支援センター長）、徳弘 茂生（十川小学校校長）
黒岩 範久（窪川中学校校長）
（2） 学校等の保護者
（欠席） 榎野 一人（小中学校 PTA 連絡協議会会長）
（3） 社会教育委員
中脇 由美
（4） 有識者
石筒 覚（高知大学地域協働学部准教授）
（5） 公募による者
田頭 誠志、山本 由美、河上 絵里
（6） その他教育委員会が必要と認める者
野村 泰子（教育研究所所長）
事務局
教育長 山脇光章、教育次長 浜田 章克、学校教育課課長 長森 伸一、副課長 東 孝典、
教育対策監 中川 千穂、係長 横山 光一
生涯学習課課長 味元 伸二郎、副課長 佐竹 あゆみ
4. 傍聴者 0名
5. 次第
（1） 開会
教育長あいさつ
（2） 協議
（1） 前回の議事録確認 (資料1)
（2） 策定スケジュールの変更及び策定委員の任期について
（3） 計画策（案）について (R6/1/26版)
前回からの修正について
（4） その他

（3） 閉会

協議内容

野村委員長： ただ今より、第3回四万十町教育振興基本計画策定委員会を開催します。式次第に沿って会議を進めて行かせていただきます。それでは、開会にあたりまして教育長よりご挨拶申し上げます。

教育長： 皆さんこんにちは、教育長の山脇です。本年もどうかよろしくお願ひいたします。本日は、第3回四万十町教育振興基本計画策定委員会に大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。新年も始まり、学校、保育所であっては、安定した学校運営、保育所運営をしていただいております。窪川中学校2年1組が、インフルエンザで学級閉鎖というところで心配なところもありますが、中学3年生は進路実現ができるように頑張っていたきたいと思ひます。教育振興基本計画策定にあたっては、高知県自体の第3期教育大綱、そして第4期の教育振興基本計画の案を県の方で示され、議論も最終局面に入っております。県の計画と歩調も合致し同じベクトル合わせも必要なこと、そして何より、昨年の9月議会において文化的施設の工事請負議案が否決となったことから社会教育施設拠点とするプロジェクトが、一旦中断となっております。この取り組みの見直し等を踏まえ、本町の教育振興計画にも大きな影響があることから、少しスケジュールの変更等も踏まえ、この後、説明もさせていただきます。そして、第2回での協議の中でご指摘ご提案をいただきました内容等について、変更修正を加えておりますので、この後、忌憚のないご意見、協議をお願いいたします。計画の策定にあたりましては、少し長引く予定となっております。どうか委員の皆さんには、ご理解をいただき、委員として引き続きご承諾いただきますようお願いを申し上げます。開会にあたりご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。本日は大変お忙しい中、第2回策定委員会が開催されますこと、本当にご感謝を申し上げます。早速ですが、第1回において計画の概要を、それからスケジュール等を説明させていただき意見をいただきました。本日より事前にお配りした案については、先ほど課長が申し上げた通り、計画の骨子として捉えていただきたいと思ひます。

骨格である基本理念、目指す人間像から、施策と基本事業についてのご意見をいただければと思ひます。ご覧の通り、本町におきましても、少子化に伴い小規模校の改善と言いますか、子供たちのより良い教育環境づくりについて、適正配置計画に基づいた統合を進めております。来年4月には小学校が東又小学校と興津小学校が統合します。そして、昭和小学校と十川小学校については、保護者及び地域からも理解を得られたことから、令和7年4月の統合を進めていきたいと思ひます。また、学校を支えていただける教員不足はもちろん、サポートする地域の人材確保にも務めていかなければならないと思ひます。その上で新たな教育振興基本計画においても、人口減少社会をさらに進む社会現象を見据えた、本町の教育のあり方、そして何より地元へ愛着と誇りを持つ人材育成を目指していきたいと思っております。第1回の会議においても委員からいただいた意見もまだまだ反映できてない部分もございますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

野村委員長： ありがとうございます。それでは、協議に入っていきたいと思ひます。まず、「(1) 前回の議事録確認」、の説明を事務局をお願いしたいと思ひます。

(事務局より、(1) 前回の議事録確認、を説明する。)

野村委員長： ありがとうございます。この部分についての質疑等はありませんか。

全委員： はい。

野村委員長： 無いようですので、それでは、2番目に入りたいと思います。「(2) 策定スケジュールの変更及び策定委員の任期について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、(2) 策定スケジュールの変更及び策定委員の任期について、を説明する。)

野村委員長： 「(2) 策定スケジュールの変更及び策定委員の任期について」、事務局から説明がありました。これについて何かありますでしょうか。

田頭委員： 質問ですが、文化的施設が出来ると仮定して作られたものなんですか。そこで大きな変更があるんですか。

事務局： 今の現状で、中断をせざるを得ないという話が出ていますので、文化的施設が出来ない状況での文章で書かせていただいております。

田頭委員： それならば、延期をせずにこの計画を決定するということも可能じゃないかと思うんです。文化的施設がどうなるかというのがまだわかりませんが、3月議会での町長の発言によって、限りなくゼロに近いと思いますが、文化的施設が出来る方向に行くとなれば、その部分だけを改正するなり、追記するなりすればいいのではないかと思います。なぜならば、この計画が7月に決まるとなると、次の年になってしまいますので、要は1年遅れるということになるので、文化的施設に関係のない部分については、決めておいて、早めに取り掛かった方がいいのではないかという意見です。

野村委員長： 田頭委員が言われたように、文化的施設のことを除いて策定したらいいのではないかという意見ですが、事務局はいかがでしょう。お願いします。

事務局： 申し上げましたように文化的施設が無いものとして、計画書に記載をしています。ただ、意見公募が必要となりますので、文化的施設が中止になるという状況を町長が正式に報告する前に施設が無い内容で、町民の皆様に対して意見公募を実施するというのは適当ではないと事務局では判断をしたところです。それから、そうした場合に計画書自体の内容の修正は大きくはありませんが、コロナの関係でR4では、施設利用者が少ない状況で数値を載せていますのでR5になって通常で施設利用がされているものに置き換えて目標値も設定し直すことができるのではないかと思います。また、教育長からも申し上げたように、計画書として、来年度からの計画期間になっているもので、それを過ぎて7月に策定をするというのは、適当ではないかもわかりませんが、計画書の内容について、状況に応じたものが出て来るというふうに考えているところです。

田頭委員： 7月に策定したものを、その年度内からもスタートするという認識ですか。それとも1年動かすのか、出来た時から動かすとなると、保育所や学校現場からすると、7月8月に降ろされても、そんな事は出来ないということになるんじゃないかと思うんです。事前に出来る前に何らかの動き、アクションを始めているのかどうか。4月当初当初でも遅いと思います。そういうことは考えられていますか。

事務局： 毎年度、教育委員会として取り組む政策については、1年ごとの教育行政方針を策定して各学校、保育所に下ろしています。計画も今回、検討していただく内容を踏まえた教育行政方針としていきたいと思っています。

田頭委員： その、教育行政方針ですが、資料1ページにあるんですが、この町の教育振興基本

計画を受けての教育行政方針の策定ではないと思いますが、いかがでしょう。

事務局： 言われる通りですが、今回の教育行政方針については、年度内に新たな計画を策定することも踏まえて策定をするということにしたいと思います。これまでの計画については、一定継承した計画に今回の計画もなっていますので大きな変更はないというふうに思っています。

田頭委員： わかりました。国の計画さえ取り込んでいけば、県の計画というのは、県はパートナーなので、特に取り組む必要はないかなとは思いますが、その点だけ申し添えております。

中協委員： 一連の9月の議会で、文化的施設についてそういうことがありまして、今日に至っているわけなんです。やはり行政というものは、過去6年間の積み上げで文化的施設というものが行われていたと思うので、このようにこう議員の段階で方向が転換されると、町の行政または教育行政の教育振興基本計画にさえこのように影響が出るということを私たちは知ることになったわけです。そのことをしっかり議会の方にもお伝えしたいというふうに思います。

事務局： 計画が確定した場合には、議会の方には計画を策定しましたという報告はさせていただきますようになります。当然遅れたことにはなりますが、その理由を踏まえ伝えることができると思います。

野村委員長： よろしくお願ひします。他に何でしょうか。それでは、無いようですので「(3) 計画策(案)について」、1章ごとにやっていきたいと思ひます。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「①第1章「計画策定の基本的な考え方」について説明する。)

野村委員長： 説明がありました。質問等はないでしょうか。無ければ次に行きたいと思ひます。それでは、「②第2章「今後の社会情勢と本町の現状」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「②第2章「今後の社会情勢と本町の現状」」について説明する。)

野村委員長： 事務局の説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

田頭委員： まず誤字ついてですが4ページ、下から4行目で10%の次の「で」は不要じゃないでしょうか。続いて5ページ、黄色い部分の1行目にタブレット端末が整備されていますが、タブレット端末を整備していますが、いずれかじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

事務局： ご指摘のあった部分については、適当な文章に直させていただきたいと思ひます。

田頭委員： 続いていいですか。4ページに戻りまして、下から6行目です。生徒が英語を使う機会を増やすなどありますが、これに児童はなくて生徒だけなんですか。児童なのか生徒なのか児童生徒なのかというのを、次回の提案までに見直しをされたらいいかなと思ひました。

事務局： この「英語教育実施状況調査」は、国が行っているもので、中学生のみを対象としている調査です。そのため、生徒の数字を出させていただいております。

田頭委員： 英語教育は、小学校高学年でも行われているんじゃないですか。

徳弘委員： 今、3年生からで1・2年生も外国語活動をやっています。

田頭委員： 外国語活動と英語活動に分かれるんじゃないかと思いますが。

徳弘委員： 3・4年生が外国語活動で5・6年生が英語としての教科です。

田頭委員： 四万十町として、中学生だけを対象にするのかどうかということです。

事務局： それにつきましては、「英語教育実施状況調査」が、国の方が中学校生徒のレベルを3級レベルに上げるということで基準にしています。

田頭委員： 国の調査であるから四万十町が目指すのか、国の調査にもないけども、取り組みとしてあるから四万十町が目指すのかということなのかと思います。

事務局： 小学校でも外国語、英語も始まっておりますので、委員の言われたことについても1回検討していきたいと思います。

野村委員長： それでは、その部分については検討していくということでお願いします。

田頭委員： それでこの部分をイメージすると、生徒が英語を使う機会を増やすというのはどのようにするんですか。イングリッシュタイムとかを作るんですか。この時間帯の10分間は英語しか使ってはいけないというようなことでしょうか。具体的にどうなんでしょうか。

事務局： ICTを活用して、オンライン学習というのも今できるようになっています。そういうものや、とにかく英語に沢山触れるということが大事だと思いますので、クラスルームイングリッシュも先生が英語でやっていくことも大事ですし、そういうところでALTも活用していただいて、コミュニケーションとして友達と話をする時にも、使える英という形でやっていきたいということで、このように書かせていただきました。

田頭委員： 後ほど計画でも出てくるかもしれませんが、生徒に英語を使う機会を増やすということが知らされたとしても、学校現場ではどうするんだろうかと具体性が何もなくて、そのまま流してしまうのではないかと思います。例えば、こういう目標を町が立てたのであれば、それに対する具体的な何か提案や、こういうやり方があるよというような提示なんかもあった方が取り組みやすいのではないかと思います。

野村委員長： 具体的な提案があった方がいいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

事務局： 田頭委員が言われた通り、ここはもっと抽象的に多様化、グローバル化で生徒だけの英語教育に特化して課題にあげることでもないと思います。これは、また知の部分の学力部分で、さらに具体的にと思います。この部分は、外国も含めた多様性・共生社会に向けた町とした課題を抽象的に上げてこの生徒をターゲットにした部分については、ここでは無しに検討させていただきます。

野村委員長： それでは、そういうことでよろしくお願いします。他にそこではないでしょうか。

徳弘委員： 今の件に関わって、県の英語担当の指導主事が言っていたのは、言葉のシャワーを出来るだけ幼少期からかけて行ったほうがいい。だから、ネイティブの方を、どんどん授業にも学校生活にも入り込んでもらうといいよという話をしていたのを思い出すところです。つまりは、機会があれば幼稚園・保育所とかで、そのあたりでもそんな機会があったら、さらにいいかと思います。それと誤字脱字についてですが、3ページで質向上というところですが「の」をここは加えられると思います。続いて、6ページですが、学校教育終了後の終了は、卒業証書修了証書で言えば終了は修めるの方になるかと思いますが、検討してみてください。あと、本町で取り組んでいるものとして、学級活動についての設問に対して、子どもたちがどう反応しているのかという結果で、これは、全国と比べても数値はいいので、例えば全国比を、ここに、括

弧付きで上げるとか、例えば全国比で言ったら、これは、高肯定で四択のうちの1番目を選んで子供たちの割合だと思います。そうすると町としては、とてもいい数値が上がってきているので、それによってもうちょっとあげましょうという機運を上げる機会にする手もあると思ったことでした。

野村委員長： 全国比をとという提案がございましたが、どうでしょうか。

事務局： 全国比も入れて、さらに高肯定を上げるような形で取組んでいきたいと思ひます。

野村委員長： よろしくお祈ひします。それでは、続きまして、「③第3章 「四万十町教育の目指す姿」」について、事務局の説明をお願いします。

(事務局より、「③第3章 「四万十町教育の目指す姿」」について説明する。)

野村委員長： 事務局の説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

徳弘委員： 12 ページの基本方針3で黄色の部分ですが、運動やスポーツに親しみと運動とスポーツっていうのは同義語ではないかと思ひて、文化芸術スポーツという感じになるのかと思ひたんですがどうでしょうか。

事務局： すみません。文化芸術が抜かっていましたので、文化芸術スポーツという形で修正させていただきます。

野村委員長： 他に何か無いでしょうか。無いようですので、それでは、「④第4章 「施策と基本事業の方向性」」についての説明をお願いしますが、各施策と基本事業をそれぞれ確認する形でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

野村委員長： それでは、「施策1 学校教育の充実」についての説明をお願いします。

(事務局より、「施策1 学校教育の充実」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようでしたら「基本事業1-①「確かな学力の育成(知)」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業1-①「確かな学力の育成(知)」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

田頭委員： 現状と課題の2つ目に、加力学習や帯タイムといった体制づくりが必要と書いてありますが1コマ1コマの授業自体に、課題とかそういうものはないんですか。加力学習や帯タイム、家庭学習というのは2番目のような気するんです。まず1コマ1コマの授業を充実させるといったところがとても重要で、その部分について課題もないし、いいところという現状もない。授業があつての帯タイムであつたり、加力学習であつたり、家庭学習じゃないかと思ひるので大きな何かが抜けているような気がします。

野村委員長： まずは、授業について、何かあればという意見ですが、いかがでしょう。

事務局： ご指摘では、確かに、現状と課題で授業の部分を追加するように検討させていただきます。

田頭委員： 方向性①のイに「ICT 機器を活用した、家庭学習を推進します」ですが、もはや ICT 機器を使ったから○ということではなくて、どのように活用していくかということこそが問われるのではないかなと思うんです。現状、娘も高校で ICT 機器を活用して家庭学習をやっていますが、プリントを配ることとあんまり変わらないんじゃないかというようにことも結構あって、紙ベースとの違いで、ICT 活用を、ここに盛り込むか盛り込まないかは別として、具体的なイメージを学校側に伝えるということも必要じゃないかと感じます。

事務局： その部分は検討して、かつ修正をしていきたいと思います。

田頭委員： 方向性⑤の教職員や支援員対象というのは特別支援教育についてなので、特別支援教育支援と入れた方がいいと思います。学習支援ではないんですよね。そこはいかがでしょうか。

事務局： 追記させていただきたいと思います。

徳弘委員： 町としては、特別支援教育支援員だけでなく学習支援員や、図書支援員とかもありますが、そのあたりには研修は構想としてはないのでしょうか。

事務局： その部分は、方向性⑥のアに教職員研修を入れてあります。方向性⑤では特別支援教育を対象にした研修というイメージで、方向性⑥で資質向上、校務の効率化の部分で、研修の充実を図っていくというところで記載をしています。

田頭委員： こういうことも考えられると思うんですが、特別支援教育というのは学校教育の全体で図られていく行われていくものなので、町として学習支援員も図書支援員にも特別支援教育の研修を行いますよという方針であれば、そこに盛り込むような形もありだと思えます。

徳弘委員： それも含めて、方向性⑤と⑥にある研修ですが、教職員の職員が誰を指しているのかという定義づけにもなるんですけど、学校事務員も含めて職員なんですが、ここで言う教職員研修というのが、やっぱり教員と支援員がやはり柱になってくるのではないかと思います。事務職員は、研修が充実していますので、そのあたり、ぜひ支援員などの学校を支えてくれている職員の方々に、研修機会を設けていただきたいという思いはあります。町の構想の中で検討していただければと思います。

野村委員長： それについての研修はどのように書きますかということです。

事務局： 教職員の範囲を明確にすることを含めて改めて検討させてください。

野村委員長： 検討ということでお願いします。その他、ご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようでしたら「基本事業 1-②「豊かな心の育成（徳）」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業 1-②「豊かな心の育成（徳）」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

徳弘委員： 前回の議論で、目標とする数値の 100%というのには、危険性が伴うのではないかという趣旨の発言がいろいろあったと思うんですが、この辺りいかがですか。

野村委員長： 前回、100%はという意見がでてきたと思うのですが、それについていかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。今回の 100%というところで、いじめがどんな理由があってもいけないことというのは、現時点でも中学校では 100%理解している生徒がいるとい

うことで小学校は残念ながら 100%ではないので、ここについては、100%を目指さないといけないということで、そういう指導をして教育していくというのが目標であっても問題ないかと思ひまして、今回 100%とさせていただきます。

石筒委員： 内容にもよると思うんですが、こういう指標の立て方であれば、100%しかないのかなと思います。

徳弘委員： いじめにつながりかねない冷やかしゃからかいの段階でできるだけ止めましょうとそこで指導を入れましょう。その情報が入ってくるような人間関係を、先生方は子供たちと作ってくださいということを言って自分もそうやって現場でやっていた人間なので、冷やかしゃからかいとかは、大なり小なり子供にはありますよね。そのあたりを踏まえた上で、本当にこれはいじめだなど、された側が思わないようなところに持っていける指導がいいのかというふうには思っています。いつでもどこでも起こりうるものだという前提があつての話だとは思っていますが、でもいじめは、どんな理由があつてもとにかくいけないというその知識理解をきっちり持つておくということは、確かに必要だと思うので、このことについてはどんな意見があるかなと思ひて聞きたかつた所でした。

石筒委員： すみません。1点だけ中学校が現時点で 100%なんですが、100%でいじめが存在しなければ、理解して行動も伴っている。もし中学校でいじめがあつたら多分 100%という数値はかなり注意して見なければいけないと思います。現状に合わせて 100%理解して、中学校ではいじめは、一切存在していないというのであれば、この数字を維持となるんですが、100%ですが実はいじめがあるという現状があつたら、目標としての 100%はあまり良くないかもしれないので、大事な数字でありますので、確認をしていただければと思います。

田頭委員： いじめが仮に存在したとしたら、もはやそれは理解ではないですよね。いじめはいけないと知つてはいるけれども、行動が伴っていないということなので、その指標の理解ということからは外れるのかと思います。

事務局： 今回まずいじめは、どんなことがあつてもいけないというのは、それは皆さん理解されていると思います。それが、実際行動が伴うかどうかというのは、それは受け取る方によつても自分はそのつもりはないといつても受け取る方がそういうふうにしたという。それは、見方にもよるかと思いますが、大前提として、児童生徒が大前提として、いじめはいけないという思ひを持ってもらいたいということで、今回はここでやらせてもらっています。

教育長： 言われた通り 100%で、理解した上で実際、認知件数等もあるわけで、いわゆる悪い言葉で確信犯です。そういうふうにつえられても困りますので、ここは指標を見直しをさせていただけたらと思います。例えば、これまでのいじめの認知件数に対する解消率がどうなのかを含めて、児童生徒の学習状況調査のアンケートですので、視点を変えて事務局で検討させていただければと思います。

黒岩委員： 学習状況調査を指標にするのか、生徒指導上の諸課題の調査を指標にするのかで違つてくると思うので、どこを元にするのかということを決めていかないといけないと思います。

徳弘委員： 僕も教育長が言われた意見に賛成でいじめを認知した上で、どう指導してそれがどうなつているのかというのが大事だと思うんです。アンテナを張っていないいじめの認知はできないし、またそれに対して指導を加えて人間関係をより良くするというのが、自分たちは大切な生徒指導だと思ひていますので、教育長が言われた指標をも

とに目標値を決めればよいと思いました。学校現場もアンテナを張って頑張れるんじゃないかと思うんです。

野村委員長： 何処を基に指標としていくのかということと、その項目についてどうするのかということは、検討になると思うんですが、事務局どうでしょうか

事務局： 次の検討課題にさせていただきます。

野村委員長： 他に何かありますでしょうか。無いようですので次に移りたいと思います。

「基本事業1-③「健やかな体の育成（体）」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業1-③「健やかな体の育成（体）」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これについて、何かありますでしょうか。無いようですので次に移りたいと思います。「基本事業1-④「ICTを活用した教育の推進」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業1-④「ICTを活用した教育の推進」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これについて、何かありますでしょうか。

田頭委員： この指標の1番上なんですけど、授業でICT機器をほぼ毎日使用した児童生徒の割合という指標は、どこから持ってきてるんですか。

事務局： これは、全国学力・学習状況調査から持ってきています。

田頭委員： いや、これ読んで思ったんですが、自分勝手に児童生徒が使えるわけじゃないですよ。

教育長： ICT機器が使えるようにしています。

田頭委員： わからない時には、それを使って調べるということも可能ですね。

教育長： 全国学力・学習状況調査なので、実際は令和4年度の活用状況を答えたものになります。

田頭委員： これは、中学生は、遊びますよね。

黒岩委員： 今、そのルール作りをやっている段階で、子供たちがルールを作っています。

徳弘委員： 履歴が全部見えるということは、色んなところでいっていますが、イタチごっこです。ただ、やっぱり、先生によってはまだそこが、縛りをなかなか緩めれない先生方がいるので、ルールがはっきりしていない状況で緩めると、とんでもない方向に行くので、そこは気をつけています。

田頭委員： すごくいい取り組みだと思うんですが、自由にいつでも使えるというのが、ICT機器のメリットだと思うので、現状も授業というか、学校生活以外では、スマホをバンバン使っているんで、そのようにICT機器が使えると、シャープペンや消しゴムと同様にICT機器をうまく使うというのが一番。学校現場は、悩ましいし難しいと思うんですけども、取り組みとしてはすごくいいと思いました。

野村委員長： 他のところで何かありますか。

田頭委員： (3)現状と課題の下から2つ目の○ですが、学校CIOとICT担当を並ぶような形で記載するのはいかがなものかなと思います。CIOは単なるICT担当ではなくて、企画運営にも携わるような、研究主任と同等のやっぱりICTに関するとか教頭先生と同等のようにある一定のICT機器利活用については決定権を持つようなそういうものがこ

のチーフインフォメーションオフィサーだと思うので、ただ単に ICT 担当で調査がきたから、それを回答するとそういうものではないところをはっきりさせた方がいいんじゃないかと思います。単なる ICT 担当なら学校 CIO を除けて、本来なら地教委の中に教育 CIO というのがあって、そこと学校 CIO が連携をとって、ICT 活動を進めていくというものだと思うので、検討をお願いします。

野村委員長： 事務局は何かないでしょうか。

事務局： ICT 活用の活用促進を担っていただく方の書き方に変えたいと思います。CIO じゃなくて、ICT 担当が担っていただいている場合もあると思いますし、現状も確認させていただいて、修正が必要であれば修正をさせていただきます。

野村委員長： よろしいでしょうか。

田頭委員： 24 ページの（４）の取り組みの方向性の位置ですが、リテラシーを高めていくようなことは載っているんですが、先ほど説明のあった 20 ページの「児童生徒がインターネットを適切に利用する知識や情報モラルを高める必要があります。」といった課題に対応するための情報モラル教育の部分が抜けているように思います。課題として挙げているけれども、どこで取り組むのかというのが明確になっていないので、そこは、この ICT 教育を活用した教育の推進の中に入れ込んだ方がいいのではないかなと感じました。

野村委員長： ありがとうございます。情報モラルについての記載があればいいのではないかなという意見ですが、よろしいでしょうか。

事務局： はい。

野村委員長： それでは、この部分については追記をさせていただくということでよろしくお願います。他にはないでしょうか。

徳弘委員： 校務DXですが言葉の定義そのものを、はっきりと伝わるように下に注釈を入れればいかがでしょうか。

野村委員長： 注釈をとということですが、事務局はどうでしょうか。

事務局： 校務DXの意味を再度確認して、注釈を入れていきたいと思います。

野村委員長： その他何かありますか。

山本委員： 23 ページに成果指標がありますが、小学生で 29.3%が使用してはいますが、1年生や2年生もローマ字入力ができるのでしょうか。

徳弘委員： 1・2年生でもローマ字入力で行っている学校もあります。ただ、学校によって違います。あいうえお入力であったり、お絵書きからスタートする方法も今は自在にできますので、一律にローマ字入力だけということは今ありません。

山本委員： ローマ字なら 26 文字しか入れなくていいので、中学生ぐらいになったら、ローマ字入力になっていくですね。

徳弘委員： 一般的には、なっけていきますが一部にあいうえお入力の方が早くできる方も一部に聞きます。いずれは、ローマ字とひらがな入力を両方とも認めるような方向に行くかもしれません。得意な人は、そちらが早いということを知ったので、色々得て不得手があるみたいです。

田頭委員： キーを押す回数が少ないので単純に早いということも言えるんじゃないですか。

事務局： 成果指標の資料は、全国学力・学習状況調査ですので、調査の対象学年が決っています。低学年については、この数字の中には入っていません。抑えられる範囲で使用させていただいている状況です。

徳弘委員： 今のところですが、資料として調査の名称がありますが、一般の方が見たときに、

全校の数値と取られるのではないかと思います。

事務局： 指標の中に調査対象の学年をそれぞれ記載していきたいと思います。

野村委員長： その他何かありますか。無いようですので次に移りたいと思います。

「基本事業1-⑤「教育環境の充実」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業1-⑤「教育環境の充実」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これについて、何かありますでしょうか。

石筒委員： 成果指標の安全・安心な学校施設の中身というのを何処かに載せた方がいいと思っていて、今回、能登半島地震もあって、学校の時間にああいったことがあった時に、これ100%だと学校にいたら絶対建物も安全だし、安心という風になっているので、その安心・安全な学校施設になっているハード面なのか、ソフト面なのかがわからない。下では、老朽化対策とあって、老朽化しているところが安全なのかとか、言葉のところが矛盾するケースもあるかもしれませんので中身の定義というか、そこだけは出しておいの方がいいと思います。

事務局： ここで言うのは、学校管理の内容ですのでハード面の話になっていきます。具体性があまりないところですが、例えば耐震改修の実施や非構造部材対策の実施とかもありますが、以前に済んだ状況なので、この計画の中で進めていくところがあまりないので検討させてください。

石筒委員： 表現の仕方、方法かも知れません。

事務局： 例えば、危険個所を見つけた時の対応とかになるのかと思いますが、毎年危険な個所や場所については、報告も求めるようにしていますし、それをどう解消していった%を入れるという方法もあるのだと思いますので検討させてください。

石筒委員： この100%が本当に100%なのかと言われると、新しい危険個所が出てくるので、振り返って見たら100%じゃなかったということになるかも知りません。

徳弘委員： 手すりがなく、2m以上の落差のあるような場所が、学校の敷地内校舎と体育館の間であって非常に危なかったんですが、すぐに対応してくれて安心・安全につながったところで、先ほど次長が言われた改修というのを、そのあたりの割合を年度改修率90%を目指すとかいう方が学校としてもすごく嬉しいし、保護者にもPRできると思うところです。あと、不審者対策を入れたら非常に危ない学校はいっぱいあるんじゃないかと思います。360度どこからでも校舎に近づけるような学校がたくさんあるのが町内の小中学校だと思うので、それで安心安全と言えるのかと言われると、一般的に言ったら言えないでしょうということだと思うので、やっぱりこの安心安全の中の何をというのを絞り込んで行っていただけた方がいいと思います。

野村委員長： もう少し絞り込んでということですが、検討していくということでもよろしいでしょうか。

中脇委員： 先ほど校長先生も言われましたが大きな施設とか、耐震工事なんかは、ほぼ四万十町は完了していると思いますが、先ほどおっしゃったようなことは、なかなか気がつきにくいと思います。例えば、放課後子供教室に行った時に、電灯ですか。これが、カバーがついていれば、割れて落ちて危険ではないのですが、カバーがついていない場合に、大きな地震後というと全部細かな破片になって靴は履いているとはいえ、子供たちの頭に被るかもしれないとか、そういう声を聞いたことがありますので、先ほど先生がおっしゃったように小さなそういう危険性を察知した時、情報があつた時

にすぐに対応ができるような体制づくりというものも、数値にもし盛り込まれていただければ、学校としても保護者としても安心なのではないかと思えます。

田頭委員： 地教委の事務局が調査をして、そういうところを見つけるというのはなかなか難しい困難なことだと思うので、そういう情報が上がってきやすい風土というか、学校の教職員や誰かが見つけた時に、学校長なりに連絡をし、学校長からすぐに情報が上がるような、そういう風土づくり制度作りを進めていったらいいのではないかと思えます。

野村委員長： 意見がたくさんございましたが、それぞれ検討していただくということでよろしくお願ひします。

全委員： はい。

野村委員長： その他で何かありますでしょうか。無いようですので次に移りたいと思えます。

「基本事業1-⑥「学校経営体制の強化」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業1-⑥「学校経営体制の強化」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これについて、ご意見の方ありましたらお願いします。何かありますでしょうか。

田頭委員： 欄外の5は、メンター制についてだと思えますが、新入社員や若年社員と書いてますが、社員とかは、変えた方がいいんじゃないかと思えます。社員とかは、関係ないと思えます。

事務局： 変更したいと思えます。

田頭委員： 27ページの下から2つ目の○ですが、：課題点で、学校経営に関する保護者や地域の理解促進というのは、まさにコミュニティスクール、学校運営協議会のメインとなるところだと思うんです。次のページに87%の小中学校に学校運営協議会が設置されてますが、これがないとコミュニティスクールというのは始まらないんじゃないかと思うんです。そこの関係性というかは次のページでも構いません。

事務局： コミュニティスクールにつきましては、今現在87%というのは、次のページになりますが、それについては、学校統合のある興津小と東又小が今回設置しておりません。

統合した後に、コミュニティスクールを作ってもらえるように準備を進めてもらっています。基本的には、来年度早々には100%設置という目標にはしています。その上で、コミュニティスクールをまず組織をしていただき、今後このコミュニティスクールを通じまして、学校経営に関する保護者や地域の理解をどうやって進めていくかというものを、一緒にやっていくべきじゃないかと思っております。

田頭委員： コミュニティスクールというのは、そもそも学校の経営計画とか、教育計画をコミュニティスクールに計って、そこで認められたものが、その学校の教育計画や経営計画になっていくという仕組みと思うんですが、そうであるならば、87%設置されているということであれば、理解して促進が進んでいるのかということも言えなくもないかというふうに思ったところです。

徳弘委員： 四万十町の体制づくりとして、開かれた学校づくりの組織体から地域学校協働本部に移行していったその流れは、確実にあると思えます。学校評価制度が義務付けられてから学校評価を図る組織体として開かれた学校づくりはそぐわないので、学校評価委員会というのを作っていました。十川小では、学校評価委員会という名称の組織がありました。メンバーはというと、同じような方々がなっていました。今で言う学校

運営協議会、コミュニティスクールの前身として学校評価委員会があったというのが、四万十町のやり方だったと思います。

田頭委員： 学校運営協議会は、レベルが違って地行法で定められた法的な組織だと思います。地教委を通じて、人事に関しても意見を出すことができると思いますので、開かれた学校づくりとは次元が違う組織できちんとした法体系もあると思うんです。そこが周知されているのかどうかを設置されている学校運営協議会に理解されているのかというの、疑問ではあるんですが、整理してもらって、進めてもらえたらと思います。

事務局： この文章については、学校運営協議会に関するのと、働き方改革に関するところと一緒にしているところもありますので、見直しをさせていただきまして、働き方改革を推進することについて必要な文章で展開をしていきたいと思います。

田頭委員： 28 ページにある方向性①のイでOJTやメンター制が組織的に取り込まれるよう支援しますとあるんですが、メンター制を地教委として、この人をメンターにしますと決めるのか、学校長や保育園、幼稚園長が決めるのかどうでしょうか。

事務局： 地教委としては、指名をしていない状態です。学校の校内の中で決めています。若年教員除いてベテランの先生とのバランスもあります。そのあたりは、地教委がもっと関わってもいいのかと思っていますので、研修とかも関わってきますのでそこは検討していきたいと思います。

田頭委員： 校務分掌等でメンターの方を決めているのでしょうか。

黒岩委員： 初任者が入ってくる配置校ですので校務分掌で決めています。初任者担当というのを、決めてでメンター、メンティーという形を決めて、研修会も学校の中で年 10 回程度行っています。年会あったりもしています。

田頭委員： 欄外になるんですが、そのメンターとか、メンティーも初任者だけではないと思うんです。10 年教員になってもメンティーになる場合もあるし、そのメンター制というのを全体で進めていくなれば、そこも今年度から数年間は、初任者とか若年教員に絞ってメンター、メンティーを決めるとか、そういう方向性というか確認というのを事務局なり教育委員会でわかって学校にも伝えた方がいいと思います。ここに明記するのであればね。メンター制を除けて上手な先生から学びなさいというのなら、メンター制と書かずに OJT だけでいいのではないかと思うので、あえてメンター制と書き込むのであれば、そこを、はっきりした形にした方がいいと思いました。

野村委員長： はっきり書くのか、OJT のみにするのかということを検討できるでしょうか。

事務局： 検討したいと思います。

徳弘委員： ぜひ、お願いします。ここから一気に世代交代が進んで、我々世代が一気に辞めると、若年化が図られます。そうすると、年配の先生の負担が大きくなってきます。どの学校にも若年教員が入っていくことになった時に、そのメンター制がうまく活用できればいいんですが、メンターの方の業務量の増大につながったら業務過多になったら元も子もなくなってしまうところも踏まえて、メンター制ありきではなく、学校の実態に応じてという方向になっていくのかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

事務局： それも含めて、働き方改革の部分を書いていますので、検討させていただきます。

田頭委員： 結局、メンター制でやろうとするのは、職務上の悩みだけではなくて、生活上の悩みも含めたすべての悩みを気軽に話せるという関係づくりというのがすごい大事だと思うんです。職務のことならば、校長、教頭とかがいますので、そういう関係とはま

た別の部分を構築して教頭にも言えないけれどもとか、そういうもの安全弁となるような、斜めの関係というのはこうメンター制だと思うので、やはりある程度こうそこら辺のなんですか。制度的な大まかな形とか、そういうものを提示してあげた方が、今後 10 年を見据えた時により活用ができていくのではないかと思います。

事務局： おっしゃる通り、27 ページで小学校と書いていますが、小中学校ともにメンター制で特に若年教員、初任者教員の配置で、そういう制度的な枠、そこからアドバイザーが来てやってますのであまりこれだけに突出することなく、チーム学校としての組織づくりに向けた支援策的なところに変更させていただければと思います。

黒岩委員： 現在、ICT が入ってきていることで業務上の経験が伴うことについては、年配の先生が若い先生に教える。反対に ICT などの新しい技術については、若い先生から年配の先生が習うことが多いので、うちの学校では、双方向な OJT が成り立っていて、今はそういう時代だということで、お互いにチーム学校として相互の関係づくりをやっていきましょうという形にしています。チーム学校づくりという方向で考えていただければありがたいと思います。

田頭委員： 今回の計画には、載っていませんが、同僚性の構築というのはとても重要なことだと思います。

野村委員長： 貴重なご意見ありがとうございます。他に何かありませんか。

徳弘委員： 27 ページの 0%が僕をやっぱり引っかけます。45 時間を超える超過勤務で、この 45 時間がなかなかのもので、特に中学校から 43%から 0%が目標になっています。これは、現実的に可能なのかというところがあります。例えば、学校管理運営規則 39 条で業務量の適切な管理があるわけですが、この第 1 項にここにある 45 時間というのを謳っています。でも僕は、第 2 項がすごくいいと思っています。第 2 項が現実的で一時的、突発的に様々な事が職務として行わなければいけない事態が生じた場合が、当然あるわけです。そのような場合に、第 1 号から第 4 号まで例示があって、1 ヶ月について 100 時間未満とうのもあるんです。それはに、条件がありますがそのうち現実的なのは 1 年のうち 1 ヶ月の間で 45 時間を超えて行う業務の月数が 6 ヶ月という規定もあります。ぜひ、このあたりを見ていただいて、特に中学校が今の現状で行くと、43%を 0%にするには難しいところがあると思います。数値上の結果を求めるのか、現状をの働き方をどう変えるかっていうところ言えば、現状を変えていただきたいと思っているので、このあたりの目標設定をこの条文に見ながら考えていただければと思います。

黒岩委員： 現状が 43%となっていますが、これ半分しかないと思います。実際に校務支援システムで 45 時間を超える教員が出てくるんですが、7 割、8 割が 45 時間を超える現状であるんですが、どこをもとにしたものですか。

事務局： 昨年度の 4 月から 3 月までの超勤の数を全教職員で割った数値となっており昨年度の結果です。そのデータは、先生方が申告された時間をデータ化しているものです。

黒岩委員： もっと多いと思うんですが。確認をお願いします。

事務局： そこは、もう 1 度確認をさせていただきます。月々掛ける人数分掛ける 1 年間分です。例えば 26 人の 4 月分の 26 人掛ける 12 か月分の中での割合です。

黒岩委員： 教職員ですか。

事務局： 教職員です。

黒岩委員： 部活活動を担当する職員と担当しない職員も分けていないということですね。

- 事務局 : 分けていません。先ほど 0%の件があったんですが、働き方改革推進プランの方に目標として令和5年度で 0%という数値を5年前に上げさせてもらっています。今の現状と見て、45 時間以内というのが難しいことではありますが、45 時間以上の超勤を認めるというのは、これも数値的におかしいのではないかということで、0%を目指していくということであえてこの数字を出させていただいております。
- 黒岩委員 : それならば、具体的にどのような方法を用いて 0%にしていくかということを示していかないと、部活動を学校の教員がしている限りは不可能だと思います。
- 事務局 : それも含めて、地域移行につながるようにはと考えています。
- 田頭委員 : 実際の時間数ではなくて、現状の時間数から削減した時間数の削減率を資料や数値として出せばどうでしょうか。30%削減するとか、そういう削減率を数値として、0%になるような努力は続けるというところではどうですか。
- 事務局 : 超えてるので以内のパーセントを上げる。今、6 割が 45 時間以内ですのでそれを 8 割へ持っていく、10 割が 1 番理想ですが。
- 田頭委員 : これ割り算の話なので、かなり差があると思うんです。0 の人もいれば、かなり超勤している人もたくさんいるのでね。
- 事務局 : 文科省の調査では、正規の教員で事務職を除く教員でやっているの、時間講師などを分けた分で、県の報告もあってから何か統一した形がと思いますね。
- 黒岩委員 : 支援員等を入れると、この数字になってくる可能性が高いと思う。
- 事務局 : 元々支援員等は、町の会計年度任用職員なので入っておりません。
- 黒岩委員 : 入っていないとしたら、数字はこんなに低くないと思うんですが。
- 徳弘委員 : 目標設定で 0%を目指せというよりは、90%みんなができるようにという目標設定で上を目指そう、できるだけ時間を減らして、という感じになった方がいいのではないかと思います。ただ、部活動みたいに制度的にそこからメスを入れなかつたらいけない部分もあるし、なんとか空気を変えていったら、削減されていくと思います。例えば、1 割減を目指すとなったら、何割かの先生は、それを目指してやってくれて、実際 1 割減になったらすごいという本人もびっくりみたいな、そのあたりの数値設定も、こういうところを目指したらいけるかもしれないという数値を目標値にして欲しいと思います。
- 田頭委員 : 要は、この教職員の多忙化を無くすということのための、計画であり、目標設定なので、例えばこれで露わになった部分が課題で、やっぱり部活動を持って指導していることが、教職員を圧迫してるとか色々わかり切っていることだと思うんですが、そこら辺が数値として出てきて、じゃあどこにどのようにしてメスを入れていくのかという対策をとっていくというものの材料となるべきだと思うんです。これ、部活動だけではなくて、仕事を持ち帰らないようにとか、なぜそうなってるのかということが数値も含めて露わになって、じゃあそれをこういう風に変えていきましょうというチェックがあってアクションしていくということの材料となるようなものにした方がいいんじゃないかなと思います。
- 野村委員長 : たくさん意見が出ていますが、これについて、目標についての検討をもう少ししていくことと、具体的にどうやって削減していくのかということの検討が必要ということ、その原因を露わにするということも必要ではないかという意見が出ております。
- 徳弘委員 : ここの校務 DX が鍵になってくると思うんです。学校事務を各教員がいかに効率よくやるかっていうところと、宿題の○付けやチェックに非常に時間かかっているというところがあるので、ぜひここに校務 DX を入れていただければと思います。

事務局：内容をいただきましたので、それを持ち帰って検討したいと思います。ただ、目標は、月45時間以上の職員を0%が究極の目標にはなると思います。現状を踏まえて目標設定をするのか0%ままおいて計画期間内に分析して、その要因が何だったかというところは何らかの対策を進めていくための材料にするのという2つの方法があると思いますので、事務局として検討させてください。

野村委員長：その方向でよろしくをお願いします。その他何かありますでしょうか。無いようですので次に移りたいと思います。「基本事業1-⑦「学校と地域の連携」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業1-⑦「学校と地域の連携」」について説明する。)

野村委員長：事務局から説明がありました。これについて、ご意見の方ありましたらお願いします。何かありますでしょうか。

徳弘委員：29ページの一番下の地域の教育力を向上がとなっているので教育力の向上がじゃないでしょうか。

事務局：訂正をしたいと思います。

野村委員長：よろしいでしょうか。その他何かありますでしょうか。無いようですので次に移りたいと思います。「基本事業1-⑧「学校適正配置の推進」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業1-⑧「学校適正配置の推進」」について説明する。)

野村委員長：事務局から説明がありました。これについて、ご意見の方ありましたらお願いします。何かありますでしょうか。それでは、無いようですので次に移るまえに、一旦休憩を取りたいと思います。

(休憩)

野村委員長：休憩前に引き続き、協議を再開したいと思います。「施策2 生涯学習の推進とスポーツの振興」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「施策2 生涯学習の推進とスポーツの振興」について説明する。)

野村委員長：事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

山本委員：指標のところですが、44519人というのは、人口から見たら複数の学習活動スポーツをしているということですね。

事務局：これについては、延べ人数で書かせていただいております。

山本委員：2-③の文化財の保護と活用のところ、これを本町の具体的な場所なんかわかりませんがどんなところがあるのでしょうか。

事務局：まず、窪川地区で言うと、ふるさと未来館の2階に民具等を常設しております。大正地区ですと轟公園のところに歴史民俗資料館があります。その辺が展示している

場所となります。

野村委員長：他に意見はないでしょうか。

徳弘委員：今回の学習指導要領で前回にも言ったかも知れませんが、開かれた教育課程というところで、一般の方々が読んでも分かるような表現に配慮して、学習指導要領を今回作ったと、後は主語が児童になったというのがすごく大きな転換点の学指なんですけど、そういった意味で言うと、今ご質問になったような。例えばどこにとか、例えばというところがここにあれば、これを目にする方が、教育について熱心な方だと思うので、そのあたりの方々にも周知が図れるのかと思いました。これを機会に加えてみたらどうでしょうか。

事務局：わかりやすい内容にして記載していきたいと思います。

野村委員長：その他ご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようですので次の「基本事業2-①「主体的な学習の推進」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-①「主体的な学習の推進」」について説明する。)

野村委員長：事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

田頭委員：35 ページの1番下ののですが、講座参加者が限られている状況というので、その開催場所ですよね。やはり窪川が中心であって、大正・十和では少ないとか、そういうこともあるのかなと、やっぱり参加者のニーズというか、そこもないということもあるかと思うんです。その3地区は離れているもので、窪川であっても40キロ離れたところあって、なかなか来れないということもあるんじゃないと思います。そこらも、今後協議検討してもらえたらと思います。

事務局：今年度から、大正と十和で、1講座と少ないですが、各地区でやるようにしています。

徳弘委員：質問にあたるかもしれませんが、十和体育館で空手をやっていて、そこに西土佐から子供たちが結構来ているという話を聞いたんですが、そういう他市町村から参加する場合も、これにカウントされていきますか。

事務局：この数値は、大正十和スポーツクラブからいただいた数字でカウントしているものです。空手クラブへの参加者数ということで少数の方であると思いますが含まれています。

徳弘委員：活動によっては、他市町村から来る場合もあっていいのかと思うので、ぜひ、呼びかけて SNS とかを使えば広げることできるかなと思うので、PR はどんどんしていったって、延べ人数の目標値が達成できるようにできたらいいですね。

事務局：スポーツの広域化もありますので、その辺も含めて、参加者数を増やしていきたいと考えております。

山本委員：36 ページに SNS などの活用により生涯学習活動の情報を広く周知しますとありますが、SNS をやったことがないんですけども、その中で誹謗や中傷などもあるのかなと思いますが、SMS の本町の普及率はどれぐらいのどれぐらいでしょうか。

事務局：SNS の普及率というのは、なかなか出しにくいんですが、公式ラインとか公式インスタグラムとありますのでスマホ等で加入していただいたら、そこから発信して、見れるような状態にはなっています。全体の普及率までは、把握できていません。

徳弘委員：自分達では、結構四万十町のホームページに入っているいろいろ調べたり、確かめた

りすることがあるので、転出入とか税とかいろんなことがホームページから探していったら見つけやすいという感覚的になっているので、例えばそうやって一般の人が見る機会があるようなホームページから、生涯学習の活動の内容に入っていけるような扉があってもいいのかなと思います。

事務局：今も事業について、載せるようにはしているところですのでホームページを見ていただければと思います

野村委員長：その他、ご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようですので次の「基本事業2-②「社会教育施設の利用促進」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-②「社会教育施設の利用促進」」について説明する。)

野村委員長：事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

田頭委員：現状と課題と成果があるんですが、町が課題と捉えるかどうかは別にして、現状として十和地域にだけ図書館がないということはどこかに明記していただいたらいいのではないのかと思います。現状と目標の中に十和地域の図書館というものがない状態の数値ということですよ。現状と課題の上から3つ目に図書館では、本館・分館を中心としたとあり、これは、窪川本館と大正分館の話だと思います。こういう現状があって、旧町村単位の十和地域には図書館がないのが現状ですとか、課題にするかどうかは別にして、そういうのをに入れていただいたらと思いました。

事務局：図書館の整備に向けて動いていますので、その辺を現状と課題に記入させていただきます。

山本委員：38 ページの図書館利用の促進ですが、これ読んでみたらと言われて、図書館だったらどこにでもあるからと、行ってみましたが、そこになくて倉庫の方へ探しに行ったんです。純文学などの古い書物はだんだんと廃れていって、今流行りのものばかり気になっていますので、古いのは、どんどんどんどん倉庫の中に入れていってしまうので、その中に埋もれている昔からのいいのがあると思うんです。そういうのが書店でもないけど、そういうのがこれからの子供に読まれていったらいいなと思います。難しく、わからなくても読んでおきたい本があると思うんです。それが書庫の方にあったら、すごく残念だと思って、選書する方はそういう本も出しておくとか、教科書にも載ってますので、そういうのも出してきていたらありがたいと思います。

野村委員長：純文学についても、明記されるといいということですね。

山本委員：はい。

事務局：配慮をするように気をつけていきたいと思います。

山本委員：大活字の本がありますが、四万十市の図書館には色々ありましたが、町の図書館では、ちょっと少ないと思いました。四万十町は、65 歳以上の高齢者が多いので、大活字の本がもっと多くしていただければと思いました。

事務局：大活字の本が見やすいということで、予算的なこともある場合は、オーテピアから借りるという方法もあります。窓口で相談していただければ手配もできますので、活用をしていただければと思います。

徳弘委員：例えば、小学校の教科書に載っている作者、物語的文章、説明的文章というのがあって、何文かずつあるんですが、例えばそこに執筆している作者筆者の本を図書

館の方で教科書に出ている作者コーナーのようなものがあれば、小学生学校図書館でも、その作者が書いたものという本は購入するようになっていますが、図書館でもそういう活動すれば小学生の利用も増えてくるかなと思いました。そんなコーナーがあっても、子供を引き続けるかもしれません。

事務局： 今のご意見等を参考にさせていただきたいと思います。

石筒委員： 美術館は、町立美術館ですね。公立の施設と考えて、表記として、社会教育施設といった時に恐らく美術館や博物館というのが全部入ってくると思うのですが、今回は、元々の設定が図書館・美術館とあったので、例えば、海洋堂ホビー館とかが入っていないと思うんですが、そこをどう捉えるかというところはあると思うんですが、そうすると、多分数字が大幅に変わるので難しいですが、ただ、社会教育施設という町全体で捉えたら、ほかに郷土資料館とか、色々あってここで社会教育施設が図書館もいいと思いますが、芸術関係が、生涯学習全体で言うともう少し広めにとってもいいのかなというのがあるって、四万十町全体的では、かなり活発なので美術館だけで捉えると、この人数がかなり少ないですね。ただ、町全体で芸術文化活動で捉えたらかなり色々あるというところがありますので、数字が結構大変かと思うんですけど、美術館だけに町立の施設として捉えるのか、ホビー館や郷土資料館など、四万十町全体が持っている資源を社会教育施設と捉えるのかで、ニュアンスが変わるかと思いましたので、またご検討いただければと思います。

事務局： 今回は、教育委員会所官の施設ということで書かせていただいて、あと先ほど大正の歴史民俗資料館等については、次のページの文化財といった事業施設への参加者入館者というところで計上させていただいているところです。なかなか他の施設を入れるとわかりにくくなるので、今回は、教育委員会所管という形でやらせてもらったらと思っています。

野村委員長： その他よろしいでしょうか。無いようですので次の「基本事業2-③「文化財の保護・活用」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-③「文化財の保護・活用」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。それでは、「基本事業2-③「文化財の保護・活用」」についてのご意見はありませんでしょうか。無いようですので、続きまして、「基本事業2-④「芸術文化活動の充実」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-④「芸術文化活動の充実」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。それでは、「基本事業2-④「芸術文化活動の充実」」についてのご意見はありませんでしょうか。無いようですので、続きまして、「基本事業2-⑤「青少年の育成」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-⑤「青少年の育成」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。ご質問ご意見はありませんでしょうか。それでは、無いようですので、「基本事業2-⑥「スポーツ活動の充実」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-⑥「スポーツ活動の充実」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。ご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようですので、次の「基本事業2-⑦「体育関係団体・指導者の育成」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-⑦「体育関係団体・指導者の育成」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようですので次の「基本事業2-⑧「体育施設の利用促進」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業2-⑧「体育施設の利用促進」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。ご質問ご意見はありませんでしょうか。

中脇委員： 現状と課題に「デジタル環境を整備」とありますが、今現在も何らかの形で整備しているのかどうか、何らかの形であるのか、また、こういう内容で整備しますという、具体的な内容を教えてくださいますか。

事務局： 役場自体もDXということで主に企画課が中心になりますが、色々なデジタル化を検討中で、その中で体育施設を外からインターネット等で予約できるような形にすれば、電話を掛けて紙で申請書を書いてという部分を簡略化できれば利用者の利便性が高まると利用者数影響するのではないかということ今、検討段階です。

野村委員長： 他にないでしょうか。無いようですので、続いて、「施策3 子育ての支援」についての説明をお願いします。

(事務局より、「施策3 子育ての支援」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。何かご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようですので、「基本事業3-①「就学前保育・幼児教育の充実」」についての説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業3-①「就学前保育・幼児教育の充実」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

徳弘委員： 48 ページで言えば、方向性1のイ)にかかるところで、その前の46 ページの就学前保育・幼児教育の育てについてなんですけど、接続機カリキュラム、県の幼保支援課が推進している部分で、園長所長研修というのも数年前から始まっていて、そこで間違いなく接続期カリキュラムについての周知を図っていると思っています。つまり、保育側で言えば、アプローチカリキュラム、小学校で言えばスタートカ

リキュラム、それを合わせて接続期カリキュラムとして学びの重なるの部分を作って、スムーズな小学校1年生のスタートにつなげようというそのような取り組みを全国でもやっているところですが、今一つ園とか所の方々にそのあたりが理解されておらず、という現状がありますよね。つまりは、アプローチカリキュラムにあたるものが弱いかなというのをすごく感じます。これはこの町だけでなく、他市町村でもそうで、そのあたりが町としてそのあたりをどう押さえているのか、ここにそういう言葉がないというのもそうですし、せめて、身につけさせたい10の姿というのはありますよね。例えば、あれが学習指導要領で身につけさせたい資質能力に直結しているもので、重ねて、保育の方で遊びを通して身につけさせたいというイメージで進めているところなんです。そのあたりが、その接続期カリキュラムまた身につけさせたい10の姿がどこかに出来ていて欲しいと、今後10年間、そこに触れずに保育をやっていくのはどうだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

野村委員長： 接続カリキュラムについての文言がないということですがどうでしょうか。

事務局： 町としては、学校教育課と連携して5年間、研修で小学校の先生、それから保育所の先生を対象に研修で進めているところです。連携というところまでは行ってないところもあるんですが、町としても連携をしながら、小学校、保育所の連携が取れるような形で研修の方は進めています。研修であるとか、そういう対応をしながらできるような体制を取り組んでいきたいと思っています。またこちらになかった文言については、10の姿であるとかスタート、アプローチカリキュラムについても、追加をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

田頭委員： 18ページに、取り組みの方向性の中で、保幼小、小小の連携のための研修の充実を図りますとあるので、この部分にもこれは入ってくるんじゃないかなと思います。学校教育課と連携して、やっていくということになるんじゃないかと思います。

徳弘委員： 今やっている現状があるのでそれを文言にすればいいだけだと思います。

野村委員長： よろしくをお願いします。他に何でしょうか。

山本委員： 48ページの一番下の親育ちの支援ですが、今の小中学生の親は物に恵まれた幼少期を成長してきたと思うんです。公園の中にいっても、そのままボールとか服を置いて行ったり、ゴミを捨てたかどうかわかりませんが、そういう躰は学校ではなく、家庭で身に付けるものだと私は思うんです。小さい時から、家庭で身につけて、家庭の方で責任持たらいいと思います。学校は、勉強を教えるところですので、やっぱり基本的な躰は家庭で身につけさせないといけないと思います。

事務局： 就学前の部分で書かせていただいているんですが、なかなか若い親御さんでその辺が出来てないところも含めて、親育ち支援ということでいう親御さん意識の向上を高めるため支援ということで書かせていただいているところです。

黒岩委員： 全部の若い親御さんの家庭が躰ができていないということではないと思います。やはり、その中で躰まで手が回らない家庭や、その意識が難しい家庭については、その親御さん自体も色んな支援が必要であり、その子供についても保育所、幼稚園、学校でも支援が必要ではないかと思います。そういう場合に、教育委員会だけではなく、行政として色々な関係部署と連携を持ってやっていく必要があるかと思っています。そういうところがこの中では見えてこないと思うんですが、そういう所はどういう形で含まれる予定でしょうか。

事務局： 家庭の支援というのは、四万十町全体で取り組んでいくということは、関係各課

とも話し合いをしております。その連携につきましては 50 ページになります。支援を必要とする子どもや家庭への支援ということで、それぞれの課題に応じた支援方法の検討が必要で、関係機関が共通理解のもと効果的な支援体制の構築が必要というように、子ども家庭庁も出来て、そういう家庭への支援というのが、これから重要になってきます。こういうことに対応するために、まずは、方向性④の中で相談体制の充実の中で、SSWや関係機関が連携し、相談体制の充実を図ることによって、支援につなげていきたいと思っています。

事務局：ここにも書いたらいいですね。関係機関との連携によって、親育ちに取り組むところがあって、具体的なものは、ここに書いてあるという部分があってもいいのかと思ったところです。事務局：幼児教育、保育の部分で親子育ち支援という言葉が出てきたのは、3・4年前だったと思います。健康福祉課とかもいろんな部署で、実際関わってやっていますので言葉として関係する部署との連携を入れていき、次のページで具体的なところでありますので調整し修正をしていければと思います。

徳弘委員：十川小学校では、伝統的に子育て講演会というのをやっていて、今年はスマホのことをやったんですが、保護者が100%近く来ます。すごいと思ったことでした。それだけ地域として熱心で、例えばそういうのを保育でもやっているのかなと思っています。ここにいろんな手立てがありますが、経済的にとか困り感のある、そんな家庭向けですので、そうではなくみんなを対象にして、こういうことが大切ですか、幼児期に、またはその前段階でとても大事なことはありますと、皆さんにこういうことを当たり前にして、家庭で行ってくださいということを周知するための講演会や、人数が少なければ座談会形式でも構わないと思いますがそんな場を持つようなことは、町として、仕掛けられないかと思ったところでした。

事務局：保育所の方でも保育参加の後であるとか、そういうところで講演会をやっているところもあります。なかなか支援の必要な家庭の参加が得られなかったということをよく聞いています。保育所では、毎日迎えに来るということもあって、その時に個別に生活習慣のことであるとか、お母さんの困りごとであるとか、家庭の困りごとなどを毎日のように話を聞いたりという機会がありますので、全体の講演会もですが、毎日その保護者との接する機会が必要に応じた支援などは、毎日いただいています。

徳弘委員：先ほど山本委員が言われた躰の部分というのは、そうやって個別に言うよりは全体に一斉に入れた方がみんながわかっていることなので守らないといけないという感じになってくると思うので、その辺りを個別対応と全体で周知を図る部分とうまくやっていたらと思います。

野村委員長：その他、ありませんでしょうか。無いようですので次の「基本事業3-②「子どもを育てやすい環境づくり」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業3-②「子どもを育てやすい環境づくり」について説明する。)

野村委員長：事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。

徳弘委員：成果指標で加えたSSWの配置人数という指標ですが、10年間で1名増やすことを目指すとなっているんですが、目指す姿が実現している姿を成果指標に持ってくるべきではないかと思うんですがどうでしょうか。

事務局：例えば相談ケースに対応した数とか、年々全然違うので、悩んだすえに検討した結果、相談体制を確立するためにまず対応できるSSW増やすということを成果指標と

してあげています。何かいい指標あれば変更させていただくということでお願いします。

野村委員長： その他、何か意見はないでしょうか。

山本委員： 心配なんですけども、親が子供を虐待するとか、そういうあれはないのでしょうか。前に隣に住んでいたところで、親が子供を外へ出して子供が泣いたりしてましたので児童相談所へ相談しましたら、地震があったときに来た人でイライラして子供に当たったと言ってそれから気をつけるということで対応してくれました。今四万十町では、虐待されているような子供はいないでしょうか。

事務局： 虐待にも種類がありますが、四万十町で無いかといえば実際にはあります。虐待の種類についても、確かに暴力で誰が見ても分かるという虐待も全くないわけではないですが、そういうところでは、親に虐待という意識がないという例が羨と思ってやっていたら、それは世間では虐待だと言われてわかるというような方もおります。また、その虐待の種類でも、先ほどのネグレクトとって子供の面倒を見ない場合もあります。関係機関が一体となって対応をしているところが実情です。

山本委員： 虐待があった時に子供から誰かに相談できるような環境を作ってもらいたいと思います。

事務局： 子供が相談しやすいのは先生じゃないかと思っております。保育園の子供でしたら、保育者が見つけられあげないといけないところがあります。そういう研修等も関係機関で健康福祉課が中心になって行っています。まず周りが見つけてあげれる体制や、そういうことを含み取れる体制は、これからも充実させていくように対応しております。

野村委員長： その他、ご質問ご意見はありませんでしょうか。無いようですので次の「基本事業3-③「放課後の児童の居場所づくり」」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「基本事業3-③「放課後の児童の居場所づくり」」について説明する。)

野村委員長： 事務局から説明がありました。これらについてのご質問ご意見はありませんでしょうか。検討をしたり、それから修正したりする部分があったと思いますので、事務局の方でよろしくをお願いします。

徳弘委員： 自分の発言を修正させていただきたいんですが、12 ページで運動やスポーツが同義語というところで、変わりの言葉として文化芸術スポーツと並べましたが、僕の文化の言葉の定義で言えば、人間が作り出したものをすべて文化と考えていまして、芸術もスポーツも文化の中の一部だと、ここでは芸術文化、この基本計画の中で、芸術文化という文言もありました。文化財、それからスポーツであり、大枠で言うところのことになると思うんですけどもそのあたりは整理していただいて、先ほど運動スポーツっていう並びをどう変えるかっていうところは検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

田頭委員： 事務局の多大な尽力により、素晴らしい計画ができつつあるんですが、7月以降がとても大事になってくるんじゃないかと思えます。計画ができた以降、いろいろな関係団体、社会教育関係団体とかも必要ですけど、核となってくるのがやっぱり幼稚園、保育所、小学校、中学校が教育のスタートであり、非常に核となる取り組みとなって

くると思います。ここに対して、例えば園長会や校長会で1回ぐらいこれを説明したところで、なかなか実際に難しいと実現はそれが各学校長とか園長もやりたいものがたくさんあって、そことにかく全部ではなくても一部でもリンクさせて、そういう実践につながる爪の部分というのが非常に大事になってくると思います。学校教育や生涯教育でも、そこでやはり誰が担うのかというのが、例えば、28 ページに方向性に学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項に対し、指導助言をするため教育対策監を配置しますと、学校教育に対してはこれが配置されていると、ただ、生涯教育についても、支援の部分で教育研究所の教育研究員といった方もいるので、そこがチームとなって動いて学校現場とか保育現場とか幼稚園現場に動いていかなとなかなか難しいんじゃないかなとというふうに思います。教育対策監と教育研究所長を中心に核として研修指導員、教育研究所の研究員、教育支援センターの指導員とかがチームとはなって学びについても特別に手立てがしている家庭や子供についても、こう動いて、実際にこの計画、あるいはどうするかを動きをつけていくということがとても大事なんじゃないかと思っています。意見として申し伝えておきます。以上です。意見です。回答は不要です。

野村委員長： わかりました。ありがとうございました。全体通して、他に何かあればお願いします。無いようですので事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 本日は、貴重なご意見がありまして、本日いただいた意見を直した上で、3月まで今の委員にお配りしたいと思います。その上で5月に最終的な委員会を開きたいと思います。そういう方向で本日の意見を整理したいと思います。またその時に意見があれば、また、修正等も行えるようになると思います。よろしくお願いします。

野村委員長： それでは以上で終わりたいと思います。長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会

次回 策定委員会 5月を予定